

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月19日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：20件

| No. | 号機等 | 不適合件名                                                                        | グレード | 備考 |
|-----|-----|------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 1   | 1号機 | 相分離母線パッキン交換作業時、主要変圧器1次側高圧ブッシング部（赤相）に油のリーク（にじみ）が認められたため、当該部を修理                | C    |    |
| 2   | 1号機 | 主低圧タービン抽気逆止弁用電磁弁の点検時、エキゾースト孔にエアリーク（4台）が認められたため、当該電磁弁の部品を交換                   | D    |    |
| 3   | 1号機 | 非常用ディーゼル発電機（A）の無負荷試運転時、当該機関二次冷却水の格納容器冷却海水系出口弁の復旧確認（開閉）に誤りが認められたため、対応検討       | C    |    |
| 4   | 1号機 | 主タービン復水器真空度低トリップ圧力現場指示計の点検時、指示不良（スティック）が認められたため、当該圧力計を交換                     | D    |    |
| 5   | 1号機 | 原子炉格納容器雰囲気監視系の電気式演算器の点検時、計器用電源スイッチ（1箇所）に不良が認められたため、当該スイッチを修理                 | D    |    |
| 6   | 1号機 | 放射性廃棄物処理系廃液収集タンクのサンプリング配管において、詰まりが認められたため、当該配管を点検・修理                         | D    |    |
| 7   | 1号機 | 定期事業者検査・機器供用期間中検査（R1）「非常用復水器系の漏えい検査」時、系統温度監視用の温度計に破損（3本中1本）が認められたため、当該温度計を交換 | D    |    |
| 8   | 1号機 | 原子炉建屋換気空調系給気設備の冷却コイルドレン弁において、シートパス（1台・1滴／秒）が認められたため、当該弁を点検・修理                | D    |    |
| 9   | 1号機 | 可燃性ガス濃度制御（A）系の原子炉格納容器電動隔離弁において、点検復旧前に電源の誤投入が認められたため、対応検討当                    | B    |    |
| 10  | 4号機 | 高圧注水ポンプ室保守用ホイスにおいて、ケーブルの滑車・ブラケット締付ボルトの脱落が認められたため、当該ボルトを取付                    | D    |    |
| 11  | 4号機 | 原子炉格納容器漏えい率検査要領書において、中央操作室データ採取項目の記載名称に誤記が認められたため、当該要領書を改訂・対応検討              | C    |    |
| 12  | 4号機 | 放射性廃棄物処理建屋床ドレンサンプ（A）において、ライニング漏えい警報の誤発生が認められたため、当該液位検出スイッチを点検・修理             | D    |    |
| 13  | 4号機 | 所内蒸気戻り系ドレン回収ポンプ（A）において、メカシール部よりリークが認められたため、当該シール部を点検・修理                      | D    |    |
| 14  | 4号機 | 炉心スプレイポンプ（A）室空調機冷却水入口弁の交換部品（弁棒・弁体）調達において、弁図面の改訂忘れによる調達品の型式誤りが認められたため、対応検討    | C    |    |
| 15  | 5号機 | ほう酸水注入ポンプ室ポンプエリアドレンファンネル（2箇所）において、詰まりが認められたため、当該ファンネルを点検・清掃                  | D    |    |
| 16  | 6号機 | 廃棄物処理系蒸留水脱塩器出口サンプリングポンプフラッシング弁において、ハンドルに損傷が認められたため、当該ハンドルを交換                 | D    |    |

| No. | 号機等    | 不適合件名                                                                                    | グレード | 備考 |
|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------|------|----|
| 17  | 集中環境施設 | 高温焼却炉設備建屋管理区域内において、携帯電話の持込及び電源「切」操作に伴う電子式線量計の計数異常の発生が認められたため、対応検討                        | C    |    |
| 18  | 集中環境施設 | 補助ボイラー（B）火炉ドラフト計において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該指示計を点検・修理                                   | D    |    |
| 19  | 集中環境施設 | プロセス建屋管理区域 1 階の雑動力電源盤の扉において、扉のハンドルに外れが認められたため、当該部を点検・修理                                  | D    |    |
| 20  | その他    | サイトバンカ建屋大物搬入口において、空の廃棄物移送容器の自走車積み込み作業時に、容器吊具センタリングガイドの取外し忘れによるガイドと蓋ボルトの干渉事象が認められたため、対応検討 | C    |    |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要                               | 主な具体例                                                                                                                                                      |
|------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 区分Ⅰ  | 法律に基づく報告事象等の重要な事象                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>                            |
| 区分Ⅱ  | 運転保守管理上、重要な事象                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>                      |
| 区分Ⅲ  | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul> |
| その他  | 上記以外の不適合事象                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>                                                                                                |

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで